

令和6年9月藤枝市議会
定例会議案

令和6年9月2日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
認 第 1 号	令和5年度藤枝市一般会計歳入歳出決算の認定について	1 (別冊)
認 第 2 号	令和5年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2 (別冊)
認 第 3 号	令和5年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について	3 (別冊)
認 第 4 号	令和5年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4 (別冊)
認 第 5 号	令和5年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	5 (別冊)
認 第 6 号	令和5年度藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	6 (別冊)
認 第 7 号	令和5年度藤枝市病院事業会計決算の認定について	7 (別冊)
認 第 8 号	令和5年度藤枝市水道事業会計決算の認定について	8 (別冊)
認 第 9 号	令和5年度藤枝市下水道事業会計決算の認定について	9 (別冊)
第 5 0 号 議案	令和6年度藤枝市一般会計補正予算(第3号)	別冊
第 5 1 号 議案	令和6年度藤枝市介護保険特別会計補正予算(第2号)	別冊
第 5 2 号 議案	令和6年度藤枝市病院事業会計補正予算(第1号)	別冊
第 5 3 号 議案	令和6年度藤枝市水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
第 5 4 号 議案	藤枝市民ホール条例の一部を改正する条例	10
第 5 5 号 議案	藤枝市民会館条例の一部を改正する条例	11
第 5 6 号 議案	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	13
第 5 7 号 議案	藤枝市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例	15
第 5 8 号 議案	藤枝市国民健康保険条例の一部を改正する条例	16
第 5 9 号 議案	藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	17
第 6 0 号 議案	建設工事請負契約の締結について (令和6年度(道補)ふれあい大橋修繕工事)	20
第 6 1 号 議案	静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	21
第 6 2 号 議案	公平委員会委員の選任について	22
第 6 3 号 議案	教育委員会委員の任命について	23

令和5年度藤枝市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度藤枝市一般会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度
藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付
けて議会の認定に付する。

令和5年度藤枝市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度藤枝市病院事業会計決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度藤枝市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度藤枝市水道事業会計決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度藤枝市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度藤枝市下水道事業会計決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

藤枝市民ホール条例の一部を改正する条例

藤枝市民ホール条例(平成20年藤枝市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表4 附属設備の部 舞台の款中

「

ピアノ (ヤマハ)	1台	5,300
ピアノ (カワイ)	1台	2,650

を

」

「

ピアノ (ヤマハCF-Ⅲ)	1台	5,000
ピアノ (カワイCA-70A)	1台	2,650

に、

」

「

〃 (4.6板)
〃 (6.6板)

を

「

平板 (4.6板)
平板 (6.6板)

に改め、同部音

」

」

響(大ホール)の款及び音響(多目的ホール)の款中「〃」を「カセットテープレコーダー」に改め、同部照明の款中

「

〃
花道フットライト
〃

を

「

ローアホリゾントライト
花道フットライト
花道フットライト

に改める。

」

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の藤枝市民ホール条例の規定は、令和6年11月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

藤枝市民会館条例の一部を改正する条例

藤枝市民会館条例（昭和44年藤枝市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表(3)附帯設備の部舞台の款中

「

仮花道	1式	2,160	
音響反射板	1式	1,610	
移動式音響反射板	1枚	1,450	
ピアノ（CF—Ⅲ）	1台	5,400	
〃（KG—3C）	1台	2,690	

を

」

「

音響反射板	1式	1,610	
移動式音響反射板	1枚	1,450	
ピアノ（カワイSK—EX）	1台	6,000	
ピアノ（ヤマハCF—Ⅲ）	1台	5,000	
ピアノ（カワイKG—3C）	1台	2,690	1階ロビー用

に、

」

「

〃（3.6板）
〃（4.6板）
〃（6.6板）

を

「

平台（3.6板）
平台（4.6板）
平台（6.6板）

に改め、

」

」

同部音響の款中「〃」を「カセットテープレコーダー」に改め、同部照明の款中花道フットライトの項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の藤枝市民会館条例の規定は、令和6年11月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従

前の例による。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤枝市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条―第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条―第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第15条）

第5章 藤枝市災害弔慰金等支給審査委員会（第16条）

第6章 補則（第17条）

附則

第16条を第17条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 藤枝市災害弔慰金等支給審査委員会
（委員会）

第16条 市長の諮問に応じて災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、法第18条に規定する審議会その他の合議制の機関として、藤枝市災害弔慰金等支給審査委員会（次項において単に「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 弁護士

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

4 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（平成27年藤枝市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「介護・福祉ぷらん21推進協議会」の次に「(以下単に「協議会」という。)」を加える。

第5条第1項中「員数」の次に「(協議会が第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該センターの職員の勤務延時間数を当該センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)」を加え、同条第3項を削り、同条第2項表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項中「地域包括支援センター運営協議会」を「協議会」に改め、同項の表おおむね1,000人未満の項及びおおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の1のセンターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1のセンターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤枝市国民健康保険条例（昭和34年藤枝市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の藤枝市国民健康保険条例の規定は、令和6年12月2日以後の行為について適用し、同日前の行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例（平成 6 年藤枝市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

駅前一丁目 9 街区地区計画区域	令和 4 年藤枝市告示第 号により地区整備計画が定められた区域
------------------	---------------------------------

を

」

「

駅前一丁目 9 街区地区計画区域	令和 4 年藤枝市告示第 3 6 号により地区整備計画が定められた区域
駅前一丁目 6 街区地区計画区域	令和 年藤枝市告示第 号により地区整備計画が定められた区域

に

」

改める。

別表第 2 に次のように加える。

駅前一丁目 6 街区地区計画区域

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)
地区	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	外壁の退距離及び適用外の建築物等	建築物の高さの最高限度	建築物の各部分の高さ
							距離	適用外の建築物等	
A	次に掲げる	450%	200%	60%	200 平	—	道路	地盤	—

地区	建築物	(ただ	(ただ	方メー	境界	面	下
	(1) マージヤ	し、建	し、公	トル	線ま	の	建
	ン屋、ぱち	築物の	衆便	(ただ	での	築物	物
	んこ屋、射	敷地面	所、巡	し、公	距離	の部	部
	的場、勝馬	積が50	査派出	衆便	2メ	分	
	投票券発売	0平方	所その	所、巡	ー		
	所、場外車	メートル	他これ	査派出	ル		
	券売場その	ル	らに類	所その			
	他これらに	上、か	する建	他これ			
	類するもの	つ、延	築物で	らに類			
	(2) キャバレ	べ面積	公益上	する建			
	ー、料理店	の4分	必要な	築物で			
	その他これ	の1以	もの	公益上			
	らに類する	上を住	ついて	必要な			
	もの	宅の用	は、こ	もの			
	(3) 個室付浴	に供す	の限り	ついて			
	場業(法別	る建築	でな	は、こ			
	表第2(い)	物の場	い。)	の限り			
	項第7号に	合、55		でな			
	定めるもの	0%)		い。)			
	をいう。)に						
	係る公衆浴						
	場、ヌード						
	スタジオ、						
	のぞき劇						
	場、ストリ						
	ップ劇場、						
	専ら異性を						
	同伴する客						
	の休憩の用						
	に供する施						
	設、専ら性						

的好奇心を そそる写真 その他の物 品の販売を 目的とする 店舗その他 これらに類 するもの									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建設工事請負契約の締結について（令和6年度（道補）ふれあい大橋修繕工事）

令和6年7月24日制限付き一般競争入札に付した建設工事について、請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和6年度（道補）ふれあい大橋修繕工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 151,228,000円
- 4 契約の相手方 株式会社 丸川組
藤枝市緑町一丁目7番地の7
代表取締役 村松 章典

静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合告示第1号）を次のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

静岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合告示第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

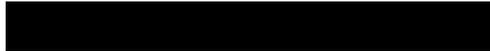
この規約は、令和6年12月2日から施行する。

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 山 崎 章 二



教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 渡 邊 博 文



令和6年9月藤枝市議会定例会月議会 議案提案理由書（第54号議案～第63号議案）

第54号議案

藤枝市民ホールの付帯設備のうち、ピアノの利用料金を変更するなど、改正を行うものであります。

第55号議案

藤枝市民会館の付帯設備として、新たに購入するピアノの利用料金を定めるなど、改正を行うものであります。

第56号議案

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、藤枝市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するなど、所要の改正を行うものであります。

第57号議案

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員の配置基準を改定するなど、所要の改正を行うものであります。

第58号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証の返還に係る規定について、所要の改正を行うものであります。

第59号議案

志太広域都市計画地区計画の都市計画決定に伴い、駅前一丁目6街区地区計画区域を新たに加えるとともに、建築物の用途制限等を定めるものであります。

第60号議案

本件は、令和6年度（道補）ふれあい大橋修繕工事について請負契約を締結するものであります。

令和6年7月24日に6者による制限付き一般競争入札を実施した結果、株式会社丸川組が入札額137,480,000円で落札したので、これに消費税13,748,000円を加算した金額で請負契約を締結するものであります。

工事は市議会の議決後から着工し、令和7年4月30日完成を予定しております。工事の概要については、橋梁床版の塗替塗装工事を施工するものであります。

第61号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証及び資格証明書 of 文言を改めるため、規約の変更を行うものであります。

第62号議案

本市公平委員会委員である山崎章二氏は、令和6年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き適任と認め選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

第63号議案

本市教育委員会委員である野中進氏が、令和6年9月30日をもって任期満了となることから、新たに渡邊博文氏を適任と認め任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。